

●規程改正案の概要

要 旨	現在の組織・体制に即した内容とするため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程」、の一部改正を行う。																										
内 容	<p>昨年実施された原子力規制庁による当院への立入検査において、現行の規程が実態に即した内容ではないため、現在の組織・体制に即した内容に改めるよう求められたため、次のとおり改正を行う。</p> <p>1 改正の内容</p> <p>(1) 題名の改正</p> <p>「地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程」を「地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院放射線予防規程」(以下「規定」という。) に改める。</p> <p>(2) 放射線取扱主任者の複数専任</p> <p>現在、1名を選任している放射線取扱主任者について、緊急時などで現放射線取扱主任者が不在時でも対応できることとするため、複数専任することとする。</p> <p>(3) 放射線測定区域名称及び測定日時の改正（別表）</p> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定区域</th> <th>測定日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線の量</td> <td>R 1 作業区域</td> <td>毎月 10 日</td> </tr> <tr> <td>リニアック作業区域</td> <td>4月 10 日、10月 10 日</td> </tr> <tr> <td>エックス線撮影室</td> <td>4月 10 日、10月 10 日</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素による汚染の状況</td> <td>R 1 作業区域</td> <td>毎月 10 日（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>測定区域</th> <th>測定日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線の量</td> <td>R 1 作業区域</td> <td>毎月 _____</td> </tr> <tr> <td>放射線治療作業区域</td> <td>6月を超えない期間ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>X線撮影作業区域</td> <td>6月を超えない期間ごとに1回</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素による汚染の状況</td> <td>R 1 作業区域</td> <td>毎月 _____（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他 規定整備（文言整理）</p>	測定項目	測定区域	測定日時	放射線の量	R 1 作業区域	毎月 10 日	リニアック作業区域	4月 10 日、10月 10 日	エックス線撮影室	4月 10 日、10月 10 日	放射性同位元素による汚染の状況	R 1 作業区域	毎月 10 日（略）	測定項目	測定区域	測定日時	放射線の量	R 1 作業区域	毎月 _____	放射線治療作業区域	6月を超えない期間ごとに1回	X線撮影作業区域	6月を超えない期間ごとに1回	放射性同位元素による汚染の状況	R 1 作業区域	毎月 _____（略）
測定項目	測定区域	測定日時																									
放射線の量	R 1 作業区域	毎月 10 日																									
	リニアック作業区域	4月 10 日、10月 10 日																									
	エックス線撮影室	4月 10 日、10月 10 日																									
放射性同位元素による汚染の状況	R 1 作業区域	毎月 10 日（略）																									
測定項目	測定区域	測定日時																									
放射線の量	R 1 作業区域	毎月 _____																									
	放射線治療作業区域	6月を超えない期間ごとに1回																									
	X線撮影作業区域	6月を超えない期間ごとに1回																									
放射性同位元素による汚染の状況	R 1 作業区域	毎月 _____（略）																									
施行期日	平成 29 年 4 月 1 日から施行する。																										

地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程 新旧対照表

新	旧
<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項並びに電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院（以下「病院」という。）における放射性同位元素の使用、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p>	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項並びに電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構</p> <hr/> <p>(以下「法人」という。)における放射性同位元素の使用、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いに關し必要な事項を定めることにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。</p>

(用語の定義)

- 第2条 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 一～二 (略)
- 三 医療法施行規則第24条に規定する診療用X線装置、同令第25条に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置及び同令第26条に規定する診療用放射線照射装置
- 4 この規定において「放射化物」とは、放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染されたものをいう。
- 5 (略)

三 医療法施行規則第24条に規定する診療用X線装置、同令第25条に規定する診療用高エネルギー放射線発生装置及び同令第26条に規定する診療用放射線照射装置

4 (略)

	(放射線障害防止業務の総括)	(放射線障害防止業務の総括)
第3条 病院長は、放射線障害の防止に関する業務を総括する。	第3条 理事長は、放射線障害の防止に関する業務を総括する。	第3条 理事長は、放射線障害の防止に関する業務を総括する。
(放射線取扱主任者等の選任)	(放射線取扱主任者等の選任)	(放射線取扱主任者等の選任)
第4条 病院長は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。	第4条 理事長は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。	第4条 理事長は、放射線障害の防止について監督を行わせるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。
2 病院長は、主任者を複数選任することができます。 3 病院長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。	2 理事長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。	2 理事長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合には、その職務を代行させるため、第一種放射線取扱主任者免状を有する者又は医師のうちから、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。
(主任者の職務)	(主任者の職務)	(主任者の職務)
第5条 主任者は、放射線障害の防止に係る監督に關し、次に掲げる業務を行う。	第5条 主任者は、放射線障害の防止に係る監督に關し、次に掲げる業務を行う。	第5条 主任者は、放射線障害の防止に係る監督に關し、次に掲げる業務を行う。
一～五 (略)	一～五 (略)	一～五 (略)
六 病院長に対する意見の具申	六 理事長に対する意見の具申	六 理事長に対する意見の具申
七～十 (略)	七～十 (略)	七～十 (略)
第6条 (略)	第6条 (略)	第6条 (略)
(放射線安全委員会)	(放射線安全委員会)	(放射線安全委員会)
第7条 (略)	2 委員会は、委員長及び委員_____をもつて構成する。	第7条 (略)
2 委員は、管理区域責任者、業務責任者その他法人の職員のうち (略)	3 委員は、管理区域責任者、業務責任者その他法人の職員のうち (略)	2 委員会は、委員長及び委員数名をもつて構成する。
4 委員は、管理区域責任者、業務責任者その他法人の職員のうち	4 委員は、管理区域責任者、業務責任者その他法人の職員のうち	3 委員は、管理区域責任者、業務責任者その他法人の職員のうち (略)

		から、院長が指名する。	から、院長が指名する。
5 (略)	(管理区域責任者) 第8条 病院長は、放射線管理区域の責任者（以下「管理区域責任者」という。）を選任する。	5 (略)	(管理区域責任者) 第8条 理事長は、放射線管理区域の責任者（以下「管理区域責任者」という。）を選任する。
2 (略)	(業務責任者) 第9条 管理区域責任者は、放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染された物、放射線発生装置又は放射化物（以下「放射線等」という。）の安全な取扱いを図るため、次の区域ごとに放射線等の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）のうちから、取扱等業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任する。	2 (略)	(業務責任者) 第9条 管理区域責任者は、放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染された物又は放射線発生装置 _____（以下「放射線等」という。）の安全な取扱いを図るため、次の区域ごとに放射線等の取扱い、管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者（以下「業務従事者」という。）のうちから、取扱等業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任する。
	一 (略) 二 放射線治療作業区域 三 X線撮影作業区域 2 (略)	一 (略) 二 リニアック作業区域 三 エックス線撮影室 2 (略)	一 (略) 二 放射線治療作業区域 三 X線撮影作業区域 2 (略)
	(業務従事者) 第10条 (略) 2 病院長は前項の規定による申請があつたときは、申請者に対し、健康診断、教育、訓練等を実施し、適当と認められた場合に限り、主任者の同意を得て、申請者を業務従事者に認定する。	(業務従事者) 第10条 (略) 2 理事長は前項の規定による申請があつたときは、申請者に対し、健康診断、教育、訓練等を実施し、適当と認められた場合に限り、主任者の同意を得て、申請者を業務従事者に認定する。	(業務従事者) 第10条 (略) 2 病院長は前項の規定による申請があつたときは、申請者に対し、健康診断、教育、訓練等を実施し、適当と認められた場合に限り、主任者の同意を得て、申請者を業務従事者に認定する。
	3 病院長は、業務従事者の名簿を作成し、保管しておかなければならぬ。 4 業務従事者は、関係法令及びこの規定並びに別に定める放射線	3 理事長は、業務従事者の名簿を作成し、保管しておかなければならぬ。 4 業務従事者は、関係法令及びこの規定並びに別に定める放射線	3 理事長は、業務従事者の名簿を作成し、保管しておかなければならぬ。

<p>作業_____（以下「要領」という。）に従って業務に従事しなければならない。</p> <p>（放射線管理区域の指定）</p> <p>第11条 放射線管理区域は、委員会の議を経て病院長が定める。</p>	<p>障害予防要領（以下「要領」という。）に従って業務に従事しなければならない。</p> <p>（放射線管理区域の指定）</p> <p>第11条 放射線管理区域は、委員会の議を経て理事長が定める。</p>
<p>第12条～13条 （略）</p> <p>（巡視及び点検）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 業務責任者は、前項の規定により巡視及び点検を行った場合において、放射線管理区域に係る施設に異常があると認めたときは、その旨を病院長及び主任者に報告するとともに、修理その他の必要な措置を探らなければならない。</p>	<p>第12条～13条 （略）</p> <p>（巡視及び点検）</p> <p>第14条 （略）</p> <p>2 業務責任者は、前項の規定により巡視及び点検を行った場合において、放射線管理区域に係る施設に異常があると認めたときは、その旨を__院長及び主任者に報告するとともに、修理その他の必要な措置を探らなければならない。</p>
<p>（自主検査）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 主任者は、第1項の自主検査を終えたときは、その旨を病院長により修理その他の必要な措置を講じたときは、その旨を__院長に報告しなければならない。</p>	<p>（自主検査）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 主任者は、第1項の自主検査を終えたとき、又は前項の規定により修理その他の必要な措置を講じたときは、その旨を__院長に報告しなければならない。</p>
<p>第16条～17条 （略）</p> <p>（放射性同位元素等の保管）</p> <p>第18条 放射性同位元素、放射性同位元素による汚染されたもの又は放射化物（以下「放射性同位元素等」という。）は、府令第17条第1項各号に規定する技術上の基準及び要領に従つて保管しなければならない。</p>	<p>（放射性同位元素等の保管）</p> <p>第18条 放射性同位元素又は放射性同位元素若しくは放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）は、府令第17条第1項各号に規定する技術上の基準及び要領に従つて保管しなければならない。</p>

<p>(放射性同位元素等の運搬)</p> <p>第19条 放射性同位元素等を病院に搬入し、又は病院から搬出しようとする者は、<u>病院長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第20条～21条 (略)</p> <p>(業務従事者の受けた放射線の量等の作成)</p> <p>第22条 業務従事者は、適切な放射線測定器<u>を常に着用し、1月ごとに管理区域責任者に提出しなければならない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第20条～21条 (略)</p> <p>(業務従事者の受けた放射線の量等の作成)</p> <p>第22条 業務従事者は、<u>フィルムバッヂ、ポケットチエンバー又はTLD(以下「放射線測定器」という。)</u>を常に着用し、1月ごとに管理区域責任者に提出しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(測定結果に伴う装置)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(測定結果に伴う措置)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(業務従事者等の教育及び訓練)</p> <p>第24条 病院長は、申請者及び業務従事者に対し、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める時間数以上教育及び訓練を行わなければならない。この場合において、業務従事者に対する教育及び訓練は、1年につき1回以上行うものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 病院長は、第1項の教育及び訓練の結果を記録し、5年間保存しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(健康診断)</p>
--	--	---	--	---------------

<p>第25条 病院長は、申請者及び業務従事者に対し、府令22条第1項各号に従つて健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 病院長は、前項の健康診断の結果（以下「診断結果」という。）を府令第22条第2項第一号又は同条第3項第一号に従つて記録し、その写しを主任者に送付するとともに、当該申請者及び業務従事者に交付しなければならない。</p> <p>3 主任者は、前項の規定による送付があつたときは、診断結果を評価し、放射線障害を受けた業務従事者又は受けたおそれのある業務従事者があると認められる場合には、その旨を病院長に報告しなければならない。</p> <p>4 病院長は、診断結果の記録を保存しておかなければならぬ。</p>	<p>第25条 理事長は、申請者及び業務従事者に対し、府令22条第1項各号に従つて健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 理事長は、前項の健康診断の結果（以下「診断結果」という。）を府令第22条第2項第一号又は同条第3項第一号に従つて記録し、その写しを主任者に送付するとともに、当該申請者及び業務従事者に交付しなければならない。</p> <p>3 主任者は、前項の規定による送付があつたときは、診断結果を評価し、放射線障害を受けた業務従事者又は受けたおそれのある業務従事者があると認められる場合には、その旨を理事長に報告しなければならない。</p> <p>4 院長は、診断結果の記録を保存しておかなければならぬ。</p>
<p>(放射線障害を受けた業務従事者に対する措置等)</p> <p>第26条 病院長は、放射線障害を受けた業務従事者又は受けたおそれのある業務従事者があるときは、これらの者について府令第23条の規定により必要な措置を講ずるとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員安全衛生管理制度規程第5条第1項に規定する総括安全衛生管理者（本部事務局長）に報告し、その指示を受けなければならない。</p>	<p>(放射線障害を受けた業務従事者に対する措置等)</p> <p>第26条 理事長は、放射線障害を受けた業務従事者又は受けたおそれのある業務従事者があるときは、これらの者について府令第23条の規定により必要な措置を講ずるとともに、地方独立行政法人山梨県立病院機構職員安全衛生管理制度規程第5条第1項に規定する総括安全衛生管理者 _____ に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(危険時の措置)</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 管理区域責任者は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を理事長及び主任者に報告しなければならない。</p>
<p>第28条 （略）</p> <p>2 管理区域責任者は、前條第1項の事態の内容に応じた適切な措置を採るとともに、その旨を病院長及び主任者に報告しなければならない。</p>	<p>第28条 （略）</p> <p>2 管理区域責任者は、前項の規定による報告があつたときは、直ちに、その旨を理事長及び主任者に報告しなければならない。</p>

(関係機関への通報等)	<p>第 29 条 病院長は、第 27 条第 1 項の事態が生じたときは、直ちに、所轄の警察署、消防署、保健所等に通報するとともに、遅滞なく、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 病院長は、第 27 条第 1 項の事態が生じたときは、委員会に、関係機関と協力してその原因を調査し、及び究明させなければならぬ。</p>	(関係機関への通報等)	<p>第 29 条 理事長は、第 27 条第 1 項の事態が生じたときは、直ちに、所轄の警察署、消防署、保健所等に通報するとともに、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 理事長は、第 27 条第 1 項の事態が生じたときは、委員会に、関係機関と協力してその原因を調査し、及び究明させなければならぬ。</p>
(盗取等の届出)	<p>第 30 条 病院長は、その所持する放射性同位元素について盜取、所在不明その他の事故(以下「盜取等」という。)が生じたときは、直ちにその旨を所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>2 病院長は、盜取等が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。</p>	(盗取等の届出)	<p>第 30 条 理事長は、その所持する放射性同位元素について盜取、所在不明その他の事故(以下「盜取等」という。)が生じたときは、直ちにその旨を所轄の警察署に届け出なければならない。</p> <p>2 理事長は、盜取等が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。</p>
(記帳義務)	<p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の帳簿は、放射線部 _____ において 5 年間保存しなければならない。</p>	(記帳義務)	<p>第 31 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の帳簿は、医療局放射線診断科又は放射線治療科において 5 年間保存しなければならない。</p>
(放射線作業要領等の策定)	<p>第 32 条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する必要な事項は、病院長が定める。</p>	(雑則)	<p>第 32 条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の防止に関する必要な事項は、理事長が定める。</p>
附 則		附 則	

(略)
(略)

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第21条関係)		別表(第21条関係)	
測定項目	測定区域	測定項目	測定区域
放射線の量	R I 作業区域 放射線治療作業区域 X線撮影作業区域	放射線の量 毎月 _____ 6月を超えない期間ごとに1回 6月を超えない期間ごとに1回	R I 作業区域 リニアック作業区域 エックス線撮影室
放射性同位元素による汚染の状況	R I 作業区域	放射性同位元素による汚染の状況 （当該区域の排気設備の排気口又は排水設備の排水口にあっては、排気し、又は排水するつど。）	R I 作業区域 毎月10日 (当該区域の排気設備の排気口又は排水設備の排水口にあっては、排気し、又は排水するつど。)
備考		備考	
1 測定区域内における測定の場所については、病院長が別に定める。		1 測定区域内における測定の場所については、理事長が別に定める。 2 測定期間に測定することができない場合には、別に理事長が定める日を測定日とする。	
2 測定日_____に測定することができない場合には、別に理事長が定める日を測定日とする。			